

第 36 回産業統計部会議事録

1 日 時 平成 25 年 6 月 13 日 (木) 16:00~18:10

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 西郷 浩
(委 員) 竹原 功、椿 広計
(専 門 委 員) 岩村 洋、納口 るり子、橋口 卓也
(審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県
(調査実施者) 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：岩濱センサス統計室長
ほか
(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官ほか
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 農林業センサスの変更について

5 議事録

○西郷部会長 それでは、定刻になりましたので、第 36 回「産業統計部会」を開催させていただきます。

今回も、前回に引き続きまして「農林業センサスの変更」等について審議いたします。

それでは、まず審議に入ります前に本日の配布資料について、総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 それでは、お手元の議事次第を御覧いただければと思います。

本日の配布資料は、議事次第第 4 「配布資料」に記載のとおり、資料 1 ~ 3 までお配りしております。

資料 1 は、前回部会の結果概要でございまして、内容は既に皆様方にメールでお送りいたしまして御確認をいただいておりますので説明は割愛させていただきますが、こちらをお配りしております。

資料 2 は、前回部会の審議において、委員、専門委員の皆様方から出されました意見等に対する農林水産省の回答ということで、お配りしております。

資料 3 は、前回部会の後、委員、専門委員の皆様に調査事項の変更等に伴いまして、新たに作成される結果表の表章(様式)等について御検討をお願いいたしまして、その結果、お寄せいただいた御意見等に対する農林水産省の回答をお配りしております。

もし、不足がございましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。

今回は、主として個別の変更事項の審議をお願いすることになりますが、資料といたしましては、主に前回部会で配布いたしました資料3-1の「審査メモ」、資料3-2の「審査メモで示された論点に対する回答」、「2015年農林業センサス調査票 新旧対照表」としてお配りした資料1-10、これらを用いる予定でございます。

よろしくお願ひいたします。

○西郷部会長 ありがとうございました。

それでは、審議に入らせていただきます。

本日の部会では、まず、前回の部会で出されました意見等に対する回答について審議を行って、続いて個別の変更事項について、審議を行ってまいります。

まず最初に、前回の部会において、委員、専門委員の皆様から意見等として出された事項に対する回答について審議をいたします。

本日お配りしております資料2を御覧いただきますと、参考となる資料としては、前回の部会で配布された資料3-2の「審査メモで示された論点に対する回答」、それから、これも前回の資料ですけれども、資料3-3の前回答申の「今後の課題」における指摘事項への対応の状況が資料となります。

前回の部会の委員、専門委員から出された意見への回答は2点あるわけですけれども、

- 1 農林業経営体調査におけるオンライン調査の併用を検討することについて
- 2 農林業経営体の形態に応じ、調査事項に差異を設けた調査票の設計について検討することについて

この2点が、前回いわば宿題という形で残っておりましたので、それについて審議するところから始めさせていただきたいと思います。

まず1点目なのですけれども、「農林業経営体調査におけるオンライン調査の併用を検討することについて」ということで、本日お配りしております資料2と、前回部会で配布した資料3-2の15ページから17ページにかけましてです。

それから、前回お配りした資料3-3の1ページを御覧ください。

本件に関しましては、農林業センサスの諮問の際に樋口統計委員会委員長から、オンライン調査で実施した場合と、従来の紙媒体の調査をした場合とで、調査結果の質に差が生じるのではないかというような懸念が示され、部会においてしっかり審議していただきたい旨を、私が言付かっております。

そこで、前回の部会の審議においては、調査方法が異なる2つの調査結果の間で、調査結果に質的な相違が発生するか否か、また、仮に発生する場合にそれが調査結果にどのような影響を及ぼすのかということについて様々な御意見が出されました。

これらの意見を考慮しながら、今回の農林水産省に対して、既にオンライン調査を導入しております「農業構造動態調査」における同規模の組織経営体からの報告内容について、オンラインで回答した場合と、紙媒体で回答した場合とで、質的に差があるのかどうかに

について検証をお願いしておりますので、その結果を御報告いただきます。

また、前回の部会では、調査結果の質の相違のほかにも、今後のオンライン調査の拡大のために一定の経営体に対する積極的な協力要請であるとか、統計調査員に対する指導・訓練等の必要性に関する意見というものがございました。農林水産省には、これらの点も含め、今回のオンライン調査の試験的導入において、どのようなところに重点を置いて事後的な検証を行うのかということを整理することもお願いしておりますので、それについても御報告いただきたいと思います。

まず、これらの検証・整理の結果について、農林水産省から御説明をよろしくお願ひいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 それでは、資料2に基づきまして御説明を進めたいと思っております。

そのほかに、別添1、別添2、席上配布として厚紙に載せたものがございます。それを御覧いただきながら御説明をしたいと思っております。

資料2の1ページ目の回答部分になりますけれども、今回検証いたしました「農業構造動態調査」でございます。「農林業センサスの実施以外の中間年における農業構造の変化を明らかにするため、毎年標本調査として実施している一般統計」でございます。

概要は別添1にございますので、また見ていただければと存じます。

続けさせていただきます。

オンラインの導入に伴う、数値的な影響を考慮するということでどういった方法がいいかを鑑みまして、平成24年は紙ベースの調査票を提出して、平成25年の調査においてオンライン報告へ変更した客体を抽出して、数値の動向を確認するという手法をとりました。

結果的には大きな差は生じていないと判断したところでございます。具体的にはどういった状況であったかということは、席上配布の資料を見ていただければと存じます。右上のほうに赤で席上配布資料と入れております。

まず、オンラインによる報告を行った客体の属性という形で見てまいりますと、図の1にございますが、法人が非法人を上回っております。法人のほうが少し答えていただけるところが高いのかなといったところでございます。

その次の図の2になりますけれども、経営耕地規模別に見たオンラインの報告割合ということで、経営耕地の規模の大きな経営体においてオンライン報告の割合が高まる傾向があるといった状況でございます。

裏面になりますけれども、では、その調査事項はどうなのかということで経営耕地面積を見ておりますが、これが安定している物的な数字でございます。

それから、調査方法の動向を見ており、24年及び25年ともに調査対象となっている継続客体のうちで、両年とも紙ベースの調査票を提出したグループをAとして、それから25年調査でオンライン報告へ変更したグループをBとして整理いたしました。

その経営耕地面積規模を比較した結果が表1でございます。Aグループは階層移動なし

が 89.6%、階層移動がある中で増加方向へ移動が 6.7%、減少方向へ移動が 3.7% でございます。

B グループの下の段になりますけれども、オンラインへ移行したほうですが、階層移動なしで 90.8%、増加方向へ推移が 5.0%、減少方向へ推移が 4.2% という状況でございます。

以下の分布図表 2 につきましては、その移動する条件がわかる形になっている実数でございます。全体右隅のほうにありますが、オンラインを導入しているのは組織経営体の 119 という対象でございます。

こういった状況から見て、「農業構造動態調査」の結果の分析からは調査報告の変更が結果に有意な差が生じる影響は確認されなかったと判断をしたということでございます。

おおむね以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に対しまして、委員、専門委員の方から御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

私なりに、今回の検証作業の内容をまとめさせていただきますと、紙媒体で回答した場合と、オンラインを使って回答した場合との農業経営体というものの差を、経営耕地面積の変化という面から同質的であるのかどうかを検証していることになろうかと思いますけれども、これが、調査票への回答という面から同質性をはかる観点から見たときに、調査票の回答内容の違いについての質的な相違がないことの検証になっているかどうかということがポイントになろうかと思います。

委員、専門委員の方から何か御意見あるでしょうか。

例えば、ただ単にオンラインで回答した企業の販売額と、紙ベースで販売した場合の回答のあり方とを比較するだけですと、そもそもオンラインで答えているところの属性と、紙ベースで答えているところの属性というものの分布に差がありますので、単純に比較しただけですと、本当にその違いというのが、回答のモードによる違いなのか、それとも属性による違いなのかというものが判然としない。

そこで、通常、共変量調整という言葉で言われますけれども、大体属性が似たような状態というのを仮想的に作り出して、それでもって差を見る。そうすれば、そういう属性の違いを調整した上で、オンラインで回答した場合と、紙ベースで回答した場合とで差があったとすれば、それはモードによる違いだらうと判断ができる格好になると思うのです。

そういうことなので、ここで今回やっていただいたことが、例えば調査票で重要視される販売額という観点から、その共変量調整をしたような格好になっているかどうかというのが 1 つのポイントだと思いますけれども、どうでしょうか。

こちらから名指ししてしまっていいのかということもあるのですが、椿先生、いかがでしょうか。

○椿委員 御報告いただいたことに関して、今、部会長からも御説明があったように、も

ともと、この組織形態別に見たオンライン報告割合のようなもの自体が違ってくることは容易に予想されることで、これが特に今回偏りとかと言われているものではないということです。

一方で、紙媒体から紙媒体への報告にとどまっているものと、紙媒体から調査系統が変わったことによって、そういう群について、この場合の回答ですと、経営耕地面積規模の移動について、この群間には偏りがなかったということは、基本的にはそれほど大きな調査系統の変更によって、何か回答傾向に新たな傾向性が出るということ、そのリスクはこの検証からはなかったということにはなっていると思います。

前回も申しましたけれども、恐らく、大規模なものをやることに比べて、その種のリスクは回答者自体が違う。ここを問題にしていただいたことで、こういう形のものではあるが一応検証していただいたということなので、1年とはいえ、やっていただいたことは非常に結構なことではないかなと思います。それほど、大きな偏りはなかったのだろうと私も推察いたします。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見等ございますか。

論点はもう1つございまして、検証するということと、あとはオンライン調査、今回は試験的導入ということでしたけれども、これから、それを拡大していくこうという計画であれば、例えば、調査員の教育であるとか、オンラインを積極的に使っていただくような手立てを講じるであるとか、そういったことにどのような姿勢で臨むのかということについて回答をお願いする、というように、たしかお願いしてあったと思うのですけれども、それについての御説明もしていただけるでしょうか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 それでは、資料2の裏側にある2ページ目になりますけれども、そこには簡単に書いておりまして、今後の導入拡大に向けた課題を把握して、円滑かつ効率的なオンラインの導入拡大に向けた検討を行うとともに、導入拡大の方向性を検討することを検証の視点としております。

具体的には、別添2の「2015年農林業センサスにおけるオンライン導入の検証視点」という横表を見ていただければと存じます。

「検証の視点」というところで、1として「今後の導入拡大に向けた課題を多段階で把握」をすることになっております。

それで、オンライン報告した調査対象者へまずアンケートを実施し課題を把握していくことが1つでございます。オンラインにより報告していただいた調査対象者へアンケートを行って、その回答者の属性情報、操作性、回答に際して疑義が生じたのか、あるいはコールセンターを利用したかなどについて把握をして、検討を行いたいと思っております。

次に（2）ですが「調査員段階における課題把握」ということで、調査員の皆様が「調

査対象者への説明、ログイン用の ID の管理、オンライン報告の状況に応じた調査票回収業務の実施」 そういったところの課題を把握して、負担なく円滑・確実に業務を行えるスキームを構築してまいりたいということでございます。

次に、(3) で「市町村段階における課題把握」です。「市町村段階においては、調査員への指導、ログイン用の ID の発行・管理、オンライン報告状況の調査員への連絡」 そういったところでどういった課題があったのかというようなことを把握して、実施につなげていきたいということでございます。

(4) でございます。「コールセンターにおける照会状況の分析」ということもやります。具体的な問い合わせの量や種類から、コールセンター自体を強化する必要性を判断するとともに、問い合わせの多かった事項について、よりわかりやすいオンライン報告用マニュアルの作成、調査員への指導といったことを対処してまいりたいと思っております。

次の 2 番目が、導入の範囲なりを拡大していくという方向性の検討でございます。

(1) が「オンライン報告者の属性の分析」ということで、オンライン報告いただいた調査対象者の属性分析を行って、よりお答えいただける方の属性はどういうことなのかを把握してまいりたい。

(2) が「すべての統計調査員の状況確認」ということで、調査員の年齢あるいは経験というのは、非常に地域により様々な状況になっております。高齢化が進んでいる部分もございますが、調査員自体が仕組みを理解して、調査対象者へ説明できることも重要な要素だということですので、当該説明業務を行い得るか否かをしっかりと把握してまいりたいと思っております。

次に、(3) が「すべての調査対象者のオンライン報告の意向把握」ということで、調査対象者自体にオンラインで報告する意向がどの程度あるかということを、調査票の中で把握をいたします。それとお答えいただいた、オンライン報告の意向等、組織形態などの属性情報と組み合わせて分析をして、意向に関する要素を明らかにしてまいりたいと思っているところでございます。

御指摘いただいたことで、例えば一定の属性のある方々に絞っていくこともやるとすれば、そういったところで把握を十分して、実行につなげていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、そのオンライン調査の試験的導入から発展ということですけれども、それについて、御意見をいただきました委員、専門委員の方から今の農林水産省の御回答について、御意見をいただければと思います。

確かに、前回の部会では岩村専門委員から「かなり積極的にやらないと導入などままならないぞ」というような御意見をいただきましたが、岩村専門委員、いかがでしょうか。

○岩村専門委員 この委員を引き受けるのに、少し勉強してこようと思って、振興局など

いろいろなところに行きました。

それで「検証の視点」は間違いないですが、宮崎の一部ですけれど、現場は調査員の確保が大変になってきていると思います。また、事務局も担当者が減少しているということで、オンライン調査のことを話したら、非常に積極的でした。ですから、現状のままで調査を実施すると、調査員の問題とか、いろいろな課題が出てくると思います。

については、オンライン調査のほうに早くスライドしてくれという要望です。オンライン調査の対象としては、農業生産の中心となる認定農業者がよいと思います。認定農業者は市町村が認定するわけですから、市町村としても認定農業者の事業内容は把握しているので、記載内容の確認や補正も容易であると思います。

また、静岡県からありましたように、認定農業者は組織化されていますから、認定農業者組織を中心にして普及啓蒙を行うと、協力度合もよくなります。将来的には、認定農業者がオンライン調査のメインになると、効率的になると考えます。

○西郷部会長 わかりました。ありがとうございます。

静岡県さんはいかがでしょうか。

今の農林水産省からの説明で、オンライン導入を積極的に推進していくための方針として別添2ということでまとめていただいているのですけれども、何か御意見があればお願ひいたします。

○静岡県 特にありません。

○西郷部会長 そうですか。

○金子総務省政策統括官付調査官 1つ事務局から御意見をお願いできればと思っているのですが、冒頭で御説明いただいたとおり、結果の質に変化があるかどうかを「農業構造動態調査」という一般統計調査で検証していただいたわけですが、この調査でオンラインを使っているのは組織経営体だけなのです。つまり、先ほどの結果もあくまで組織経営体の部分だけとなります。

今回の農林業センサスは、組織経営体だけではなくて、家族経営体も含めて一定地域でオンライン調査が導入されるということなので、念を入れてといいますか、この農林業センサスの結果についても、家族経営体も含めてオンライン調査を導入した場合に、結果の質に変化がないのかどうかということについて、一応確認をしたほうがよろしいのではないかと考えており、この点について、有識者の先生方の御意見をいただければと思っております。

○西郷部会長 今の点、いかがでしょうか。

納口先生、よろしくお願ひいたします。

○納口専門委員 私、統計のデータ処理には全く詳しくないのですが、別の方法でやった調査というのは一緒に分析してもいいものかどうかというのをかなり慎重に検討するのだと思います。それが先ほど部会長がおっしゃった共変性調整のようなチェックだと思います。

やはり、今までオンラインというのは、農林業センサスでは使っていなかったわけですから、この調査員調査とオンラインとではかなり違う方式でとったデータとなります。前回のこの委員会で、オンラインだと、例えば、販売金額が意外と正直に出てくるのではないかと農林水産省からも御意見がありました。従来バイアスがあった部分が修正されるのかもしれないだけでも、そうすると、2つの方法で出てきたデータで全く一緒に扱つていいのかどうか、あるいは何らかの修正をすべきなのかというのを、恐らく今回の2010年センサスではかなり慎重に検証する必要があるのではないかと思いました。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

実は、私も別の部会で同じような発言をしたら、そのときに部会長がそういう事後的な検証はやっていて当たり前なことなのだから、わざわざ言わないとおっしゃっていて、そういうものかなとそのときは聞いたのですけれども、私も当然、その事後的な検証というのは、実施部局の責任としてやっていただけるものということを前提としてお話しをしておりました。

今、金子調査官、それから納口専門委員のほうからも御指摘がありましたことを議事録のところにしっかりと残しておいて、是非、実施部局にも紙媒体の回答というものと、オンラインでの回答というものに、属性の調整等をした上で、例えば販売額に大きな差があるのか、差があるとすればどのような原因が考えられるのか、という検証は是非していただきたいと思っています。

今の点、何かほかにございますか。よろしいですか。

最初のオンライン調査の導入ということについて、まず、数量的な検証ということで、経営耕地面積の変化という面から、紙媒体で答えたところと、オンライン調査で答えたところとを組織経営体の形ですけれども、別の調査でチェックをしていただいて、その経営耕地面積の変化という観点からは大きな差はなかった。

その経営耕地面積というものが、販売額等に直に影響する変数であるということを考えれば、少なくとも、その変化という観点からすると、手持ちのデータで検証できるところはオンラインで回答したところと、紙で回答したところでそんなに大きな差はなかったということです。

ただし、組織経営体以外のものでは検証ができていないということになりますので、それに関しては、実際の農林業センサスが実施された後に、数量的な検証を実施部局のほうにお願いするということで、一応決着させていただいたということにいたします。

もう1つの積極的なオンライン調査の促進・拡充に関しては、農林水産省がそれに向けて、いろいろな方策を立てていただけるということなので、次回の農林業センサスが行われた後で、それについての御報告というのはあろうかと思います。それに期待するということで、第1の意見に対する回答はそこで決着したとさせていただきますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西郷部会長 それでは、特段の御異存がないということですので決着した形にさせていただきます。

続きまして、前回の部会で2番目に出された御意見等であります「農林業経営体の形態に応じて、調査事項に差異を設けた調査票の設計について検討」ということに論点を移させていただきます。

前回の部会審議では、2000年の農林業センサスでは農家調査票と農家以外の農業事業体調査票、林家の調査票などから、業種や業態の形態別に分けられていましたが、2005年の農林業センサスからは、何種類かあった調査票を单一の調査票に統合した。

前回の農林業センサスで統合するという判断をしておりましたので、单一の調査票を使うことによって、例えば、農業の場合ですと、家族経営体から組織経営体に変化したことが捉えられるというメリットがあるわけですが、他方で農家にも、林家にも单一の調査票が配られることになりますので、一部の項目は全く把握しなくていいという形で記入が行われないこともあります。

それとあとは、元々の意見の内容であった農林業経営体の形態に応じて、調査項目を分ける必要がないのかということについても、今回、御検討いただきて、御回答いただくことになっておりますので、それについて農林水産省の側でどのような御検討をなさったのかということを、まずは農林水産省から御説明いただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 それでは、資料2の3ページ目になります。

御指摘に対してですけれども、そこに図4という形で「農林業経営体の内訳」を表しております。①、②、③という形になっておりますけれども、①の「農業経営体の基準のみに該当」しているものが約159万経営体、②の「農業経営体及び林業経営体の基準に該当」しているものが約9万経営体、③が「林業経営体の基準のみに該当」しているものが約5万経営体ということで下の方にございますが、②と③を合わせた「林業経営体」については約14万経営体という御指摘があった部分の数字になります。

それと、上の方に書いておりますけれども、農林業経営体の調査では「農林業経営体に該当した場合、農業関係、林業関係を問わず、設定しているすべての調査項目に回答することとしている」ということでございます。

それで、区分としては図4のような形で経営体としての部分ではあるのですが、現実には農業経営体に分類をされていても、林業経営が一部なされている。あるいは林業経営をやっていても、農業を一応やってらっしゃるということが下の図5になります。

図5の上の文章の中段からになりますけれども「農業経営体であっても、山林を保有している経営体が多く存在し(その逆もしかり)」ということなのですけれども「農業と林業は同一主体のもとで耕地や山林の所有に基づき密接に結びついているため、農業経営体と林業経営体は相互に流動的に推移している関係にある」ということです。

具体的に下の方の図の中を見ますと、「農業のみを行う経営体」は約88万経営体、それ

に対して「農業と林業を行う経営体」は約 82 万経営体ございます。林業のみの経営体は約 3 万経営体ということでございます。

そして、その下に書いておりますけれども「農林業経営体に該当する林業経営体について、林業項目のみの調査票を使用した場合、調査対象が林業経営体であるか否かについて、調査員は紛れなく判別し、調査票を配り分けていく」という仕事が生じてくること、農業経営体が「農業経営を行っているにもかかわらず、過少に申告し、より簡略的な林業経営体の調査票へ逃げ込むことによる結果への影響も懸念」しているところでございます。

以上のとおり、農業経営体であっても、先ほどの林業も行っている 82 万経営体という数もございます。

こういった意味で、林業部分の記述は 14 万経営体に限らないということが現実にはございます。

そういったことで「効率的かつ的確に実態を把握するには、農業と林業は一体的に把握することが重要である」と思っているところでございます。

それから、下のほうで若干枠の中で書いておりますけれども、2000 年の世界農林業センサスで調査票を 2 種類使用したところ配り分けの誤りがあり再調査を行ったと、現場で混乱が生じたとのことです。

また、意識的に簡略調査票の対象となるよう規模を過少に申告するなどの逃げ込みが生じた恐れがあるとし、自治体から改善を求める意見もいただいたというような経験もございますので、そのような判断をしてきたところでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

この論点としては、2つございまして、1つは調査票を分けたほうがいいのかどうなのか、これに関しては、前回、統一・統合するという経緯があって、その上でまた議論しておりますので、1度そういう判断が行われたということですので、それを踏まえた上で本当にその調査票に無駄がないのかどうかを議論していることが 1 点です。

もう 1 つは、前回、質問項目の変化ということを流れ図というか、新旧対照表のような形で見せていただいたわけですけれども、経営耕地面積の記入を復活させるという面はありましたが、多くはその配列を変えるということで、新しい項目あるいは経営体ごとの項目というのが、特に新規に追加されているように見えなかった感じもしましたけれども、それは前回議論しておりますので、今回は主にその最初の論点です。調査項目の空欄というのが増える可能性もあるので、それに関して、調査票を分ける必要はないのだろうか。

それで、今の農林水産省の御回答は、配り分けるような形にすると、そもそもその配り分けのところで大きな間違いが生じ得るとの整理であったかと思います。今の農林水産省の御回答に関しまして、委員、専門委員の方から御意見いただければと思います。

○橋口専門委員 今、御説明あった資料 2 の 3 ページの図 4 と図 5 の比較というのは、私もわかりやすいと思うのですけれども、図 4 だけ見ますと「農業経営体の基準のみ該当」

というのが非常に多いわけです。しかし、図5を見ますと、実際には、林業経営体の基準には到達していないけれども、山林を持っているといった農家も非常に多いことが下のほうに表されていると思います。

特に今、農業あるいは林業が衰退しているということで危機的な状況にあるのではないかと危惧されている、いわゆる中山間地域等に行きますと、この図5でいう②が、特に割合がかなり大きくなるのだろうと思います。

そういう意味では、現場では農業と林業は一体として資源管理が行われているし、また、そういった地域資源を保持していかないといけないという課題もあると思いますので、私としては是非、このような形態で一体として農業経営体、林業経営体と、調査票1つで両方把握する形で今回も進めていただければいいのではないかと考えております。

○西郷部会長 どうも、ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。いかがでしょうか。

この資料2の3ページ目で橋口専門委員が御指摘になった、こういう数字というのは前回、統一的な調査票を使うことによって初めて把握されたような数字になるわけですか、特にこの図5にあたる部分は、従来は調査票を別々に分けていたのでこういう実態が捉えられなかつたけれども、農業経営体にも、林家にも同じ統一的な調査票を配ることによって、初めて把握できた形になるのか、それとも、こういう表は作っていたことになるのか、少し純粋な質問という形になってしまいますけれども。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 農業と林業に関しましては、前からわかる状態ですので、こここのところは把握できる形になっていたということでございます。

○西郷部会長 数としては、把握できていたけれども、経営の内容とかそういうところまではどうなのでしょうか。

調査票を分けるのか、分けないのかということはどちらも一長一短がございまして、統一的に把握できれば、分けていたときにはとれない情報がとれる、あるいは調査票の配り分けのトラブルが減らせるという、プラスの側面がある一方で、空欄が増えてしまうという負の側面はどうしてもあるわけです。

前回、その統一的な調査票で、調査が行われるという一種の判断がされたことと、それから統一的に把握することによって、林業経営体とまでは言えないまでも、林業のそれに近い操業をしているところの実態も統一的に捉えられるのだというメリットもかなり大きいとの意見がございましたので、ここでの整理としては統一的な調査票で2015年の農林業センサスも実施するという形にさせていただきたいと思いますが、何か御意見ございますか。

○金子総務省政策統括官付調査官 意見ということではなくて、少し確認させていただきたいことが2点ほどあります。

農業と林業を両方とも営んでおり、調査対象の基準に該当するのは農業だけの場合、その林業関係の調査事項については、山林の面積等一部の事項のみ回答すれば良いのか、そ

れとも、林業の調査対象基準には達していないけれども、林業も営んでいるのだから、林業関係の全ての調査事項に回答することになるのか、その点はどのような回答になるのかというのが1点。

もう1点は、仮に林業関係の全ての調査事項に回答してもらうということになった場合、本来的に林業の調査対象基準に達している経営体の結果と、林業の調査対象基準には達していないけれども、農業の方で営まれているということで得られた結果について、結果表章上、区別して取り扱われるのかどうか。この2点を少し確認させていただきたい。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 まず1点目からですが、全てに回答をいただきます。今回、受委託も把握しておりますけれども、やはり、こういった方々が委託をしていかれる林業の山林を所有されているわけですが、そういったところで委託を出している側になっていくことも含めながら、全部の項目にお答えいただくということでございます。

それから、2点目ですが、これは明確に分離をして表章してまいります。

○西郷部会長 よろしいですか。

そのアクティビティを捉えるような形になりますので、資料以外で捉えたアクティビティをどうまとめていくのかは、農林業センサスに限らず、いろいろな統計で生じていることです。統計の接続性というものを考慮しながら、適切に捉えられたものは捉えられたものとして、表章の付すべきものは表章すべきものとして、ちゃんと区別をして、対応していただけるという整理でよろしいですか。

それでは、前回の部会でいただきました2番目の意見に関しても、調査票についてはまとめる、統一的なものとして今回も実施していただくということで決着とさせていただきたいと思います。

それでは、きょうの2番目の議題と言いましょうか、調査事項の変更等についてということで、変更事項が非常に多くあるのですけれども、そちらに移らせていただきたいと思います。

これから、個別の調査事項であるとか、変更内容について審議を行ってまいりますが、変更事項が非常に多岐にわたっていることや、効率的な審議の観点から審査メモの枠が込みの中に整理してある変更内容について、端的に説明させていただくことがあることをあらかじめ御容赦いただきたいと思います。

また、調査事項の変更等について、他の調査票においても同様の変更が行われる場合には、審議の効率化を図るために、該当する新旧対照表「審査メモ」で言いますと、同様の変更として記載して紹介することによって、当該変更内容に係る審議も同時に行ったとものとしておりますので、その点はよろしくお願いします。新旧対照表が非常に重要ということです。

「農林業経営体調査票」は、変更事項が多くございますので時間が限られていることもありますから、審議の進め方としては、ある程度変更事項をまとめて御説明いただいて、それで審議するという形で進めていきたいと思います。

それでは、まず「【2】世帯」－「2　満15歳以上の世帯員について」－「③出生の年月」から「【5】土地」－「経営耕地（田）の状況」まで、審査メモで言いますと、1ページ目から5ページ目までの審査に入りたいと思います。

まずは、総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官　それでは、個別事項の御説明につきましては、前回資料3－1「審査メモ」、それから、資料1－10「2015年農林業センサス調査票　新旧対照表」、これらで御説明をいたしたいと思いますので、それらを御覧いただきながら、お聞きいただければと思います。

まず「審査メモ」の1ページ目、「調査事項の追加・変更等」ということで、「(1)「農林業経営体調査票」についてであります。

「【2】世帯」－「2　満15歳以上の世帯員について」－「③出生の年月」の部分であります。15歳以上の世帯員との年齢につきまして、従前は、満年齢という形で把握していたものを、「出生年月を把握するものに変更する」ということであります。

これは新旧対照表で行きますと、I－5ページのところであります。

これにつきましては、従前、報告者が記入に当たって必要がありました満年齢の計算作業が、この変更によって不要になるということで、負担軽減にもつながることであります。ただ、若干検討が必要ではないかと考えているところであります。

具体的には、やや下のほうの「論点」に書いてございます。

2点あります。1点目は、この変更に伴いまして、結果表章はどうなるのか。統計の継続性の観点から、従来どおり満年齢に換算した結果表章ということで作成されるのかどうかといった点を確認する必要があるのではないかということであります。

2点目としては、この変更によりまして、これまでとは少し異なったような切り口で、構造面の実態把握という、調査結果のさらなる利用の向上を図る余地というものがないのかどうかということであります。

次でございますが、審査メモの1ページ目の一番下でございますが、⑦経営主等の部分でありますけれども、ここに「世帯に関する調査項目について、新たに『経営主とともに経営方針の決定に関わっている』を追加する」ということであります。

具体的には、2ページ目の一番上に図の形式で書いてございますけれども、こういった変更をするということで、新旧対照表はそのI－9ページというところであります。

これにつきましては「食料・農業・農村基本計画」を審査メモの2ページの下に点線の枠囲みで記載しておりますように、施策として農村女性の農業経営の参画等が掲げられているといったこともあり、今後の女性の能力の積極的な活用に関連する施策の検討に当たって、必要な情報を得るために追加しようということでありますが、ここにつきましても、少し検討が必要ではないかと考えております。

具体的にはその論点に記載しておりますとおり、ここで一応2点ございまして、まずその定義でありますけれども、調査票では「経営主とともに、経営方針の決定に関わってい

る」という定義にしており、その注記として「経営主とともに、融資や経営品目・出荷先の決定等の経営方針の決定に参画している者」とあるのですが、この定義で報告者が紛れなく判断して記入できる適切な表現となっているかどうかといった定義上の問題が1点目であります。

2点目でありますけれども、従前も農業者が女性か否か、後継者か否かといった情報をクロスして分析することは可能だったわけですが、今回さらに、経営に参画しているか否かという情報が新たに得られることから、より一層充実したクロス分析ができるようになります。このため、調査結果の有用性の向上につながる分析ができるような統計表の作成が検討されているかということであります。

続きまして、次の事項、審査メモの3ページ目であります。ここは「【4】農業経営の雇用」－「1 常雇い」という部分であります。

ここでは「過去1年間に農業経営のために常雇いした人について、年齢階層別の男女別の人数を把握する調査項目を追加する」ということであります。

新旧対照表は、I-13ページの上段の部分であります。

これにつきましても、3ページの下に点線の枠囲みで書いてあります「食料・農業・農村基本計画」の中で施策として掲げられている、地域における雇用創出といった、関連の施策の検討のために必要な情報を得るということで追加したいということであります。

ただ、こここの部分についても、若干幾つかの観点から検討が必要ではないかということで、論点として3点掲げております。

まず1点目としては、定義ですけれども「常雇いした人」を「あらかじめ7か月以上の契約で雇った人」という形で定義している理由は何なのか。他の産業統計との比較可能性の観点から見直す必要はないかということであります。

ちなみに、経済センサスという別の調査があり、近い概念として常用労働者というものがあります。ここでは契約期間の定めがない、または1カ月を超える契約を定めて雇用しているという定義が使われているということであります。

論点の2点目は、今回追加する区分です。

「15～24歳」、「25～44歳」といった幾つかの区別に把握するということですが、この区分設定というのは、結果利用の観点から妥当なものなのかということ。他の行政記録情報あるいは統計調査の結果と合わせて分析をするといった場合に、妥当な設定なのかどうかということであります。

論点の3点目は、論点の2番目と一連の形ですけれども、そういった観点から踏まえて、さらに細分化して把握したほうが、有用性の高い情報が得られることはかないのかどうかといったことであります。

次の事項であります、審査メモの4ページ目を御覧いただければと思います。ここは「【5】土地」－「経営耕地（田）の状況」の部分であります。

ここでは、いわゆる調査項目の追加ということで、新たに「そのうち、飼料用に稲を作

った田」という区分を追加するということあります。

新旧対照表は、I-14ページのところであります。

飼料用に供される稻というものにつきましては、近年戦略作物に位置づけられまして、国が手厚い支援を行っているということで、審査メモの5ページの表にもありますけれども、非常に作付面積が大きく拡大をしている。恐らく今後も拡大が見込まれるといった状況でございまして、そうした重要なデータという意味から、その実態を把握するために追加したいということあります。

これについても、1点論点ということでさらに検討を行う点を記載しております。

というのは、飼料用米につきましては、従前、「稻を作った田」という区分があります。この実績として計上していまして、要するに、今回その内訳について変更ということになるわけでございまして、そういうことになると、データの継続性といった意味で問題がないのかどうか。いわゆる従前の調査結果との時系列比較という意味から、問題がないのかどうかについて、さらに検討する必要があるのではないかと考えているところであります。

こここの関係の部分の御説明は以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、1ページ目から5ページ目まで審議をしていきたいと思いますが、まずは1ページに書いてございます、「③出生の年月」です。

出生の年月についてということで、ここでは家族経営の農林業経営体における満15歳以上の世帯員の年齢の把握について、調査する内容を、従来は満年齢を聞いていたのですけれども、それを生年月に変更するということにしております。

これらについて、先ほど御説明がありましたとおり、審査メモでは、全部で2点論点が出されておりますけれども、その点を踏まえて、まずは農林水産省に回答していただくという形ですね。

それではまず、審査メモの論点に関しまして、農林水産省のほうから御回答をお願いいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 まず1点目の結果表章に関してでございますが、これは「世帯員の年齢階層や平均年齢の表章など、満年齢に換算の上、従来通り引き続き行っていく」という考え方でございます。前回資料の資料3-2に、農林水産省としての考え方を整理しているところでございます。

2点目、利活用の部分になりますけれども、農林業センサスの場合に前回と今回というような形で、2時点間での調査結果を接続して多角的な分析を実質的に行っているのですが、近年では、世帯あるいは経営体ベースでの連続した分析という形だけでなく、個別の世帯員の動向、特に担い手ですとか、担い手の候補といったところをしっかりと把握していく状況の中で、そういう分析をやっていく必要性が、非常に高まっているという状況でございます。

そういう中で、世帯員レベルでの精緻な動向分析に資していきたいと思っております。接続する際にも、生年月日のほうが非常に確認はとりやすいと思っているところでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、今の論点メモに対する御回答を中心に、専門委員の方から御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

従来の満年齢でとっていたものを、年月日でとることになりますので、それだけ正確な情報が得られるという点で、もしそれが正確にとれるということであれば、そのほうがいいという整理になると思いますけれども、むしろ回答者の負担のほうはどうであるのかということです。

審査メモの論点の2番目のほうは、せっかく年月日をとるのであるから、それを利用した結果表章でもっと積極的に、先ほど世帯員を特定するのに年月日でマッチングをすれば、例えば2015年農林業センサスと2020年農林業センサスがマッチングすることによって、今までつくれなかつたような統計というものがつくれるようになるので、それを積極的に表章するとか、そういうことも考えられるのではないかというのが、論点2の観点であると思うのです。

報告者の負担という件と、せっかく年月日をとるのであれば、もっとそれを生かした表章があり得るのではないか。まず、その2点から御回答をいただければと思います。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 まず、表章の部分になりますけれども、2時点間を利用した結果表での表示というところまでは、今のところ考えていないのですが、結果を利用したいいろいろな分析の段階でそれが非常に役に立ってくるということだと認識はしております。

それから、負担の関係ですけれども、負担については、組織経営体はこういった世帯員のところはございませんので、世帯での把握という形、経営体での把握というと主に世帯という段階の把握でありますので、生年月日は比較的把握はしやすいと思っております。

ただ、国勢調査も同じような形で生年月日を使っていらっしゃいますので、同じようなことでいいのかなと思っているところでございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今の最初の「出生の年月」に関して、ほかの観点からの御意見等ございますか。

それでは、論点1に関しては、今までよりも詳細な情報がなおかつ報告者の負担という観点からもそれほど大きな負担でなくとれるということから適当。

そして、今のところこの「出生の年月」というのをとって、積極的に2015年農林業センサスと2020年農林業センサスをマッチングさせるなど、そういう結果表章の計画はしていないけれども、とにかくマッチングが可能になる。調査票に含まれる情報が豊富になるという点からは、かなり大きな前進であるということで、出生の年月を従来の満年齢から年

月で書くということに関しては、適當と判断させていただいてよろしいでしょうか。

○金子総務省政策統括官付調査官 事務局から若干御意見をいただければと思うのですが、要は論点2の部分でありますて、2時点間の結果票を今のところお考えになっていないということですが、私が御説明するまでもなく、今、農業は非常に大きな転換期にありますて、従前日本の農業を支えていた方々、10年前ですと60歳前後の方々。この方々が10年たってリタイアの時期で入ってきており、その後継の人がどうなるかというのが非常に大きな問題になっているわけです。

そういう意味で、確かに従前の調査票で後継者がいるかどうかといったものは調べてはいるのですけれども、そういった後継者が実際に営農活動を引き継いだのかどうかということに関し、2時点間での世帯員、あるいは世帯ベースの比較というのは非常に重要な情報であります。したがって、こうした点については、関係する結果表を検討されたほうが良いのではないかと考えており、これにつきまして、有識者の先生方の御意見を頂戴できればと思っております。

○西郷部会長 濟みませんでした。

それでは有識者ということですけれども、多分農業の経営のあり方について専門的に研究なさっている納口専門委員や、橋口専門委員からの御意見ということになろうかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○納口専門委員 ただいま金子調査官のほうから、非常に農業のネガティブというか、担い手がどんどん減っていくということを言われました。その中で農林業センサスなどを見ると、規模が大きければ後継者が跡を継ぐのかというと、必ずしもそうではなくて、形態としてかなり販売金額などが大きいところについて見ても、跡を継がないというケースもあるようです。そういったところの検証もできるのかなと思っております。

また、新規参入者といって、農家出身ではない非農家出身の人が新たに農業を始めたりするケースが、かなり最近目立ってきているのですが、ただ、その場合、農林水産省の別の調査などでも就農して5年程度で3割ぐらいがリタイアしてしまうという、かなり厳しい状況にあるということも言われておりますので、新規参入者の今後の動向を見ていくというときにも大変有効ではないかなと思っております。

さらには、最近ちょっと福井に行ってきたのですが、非農家出身の人と地元の農家の方をペアリングというか一緒に法人をつくって、実質的には第三者継承という形で農業経営を継続していくこともあります。これは全国的に見れば非常にレアなのかもしれませんけれども、ある地域では出てきています。先ほど金子調査官がおっしゃったように、担い手の構造がすごく大きく変わっていく中で、もう少し詳細な分析ができれば、動向というのがかなり分かってくるのではないかという期待を私はしております。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

橋口先生はいかがですか。

○橋口専門委員 調査票を変えてより詳細な分析ができる、情報が得られるということで

したら、それを活用して、いろいろ多彩な分析を行う、あるいはそういう情報を提供していただくということが今後できれば、それは非常によいことではないかと思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

あるいは現場をよく知っておられる岩村専門委員や静岡県のほうからも何か御意見がありましたら。多分これから先、新しくこういう情報が入ることですので、利活用という面から有効な表を作つたらいいのかということも、トピックに上がると思いますので、もし御意見がありましたらお願ひいたします。

○岩村専門委員 まず、生年月日で答えるというのは、「2月1日現在何歳ですか」と聞かれたら、68だったかな、67だったかなという非常に曖昧な答えで、生年月日であれば、すぐ答えがでてくる、生年月日から逆算して年齢を答えているのが普通ではないかと思うのです。

生年月日で調査するとなると、納口先生が言われたように、立場によって切り口がおもしろく見えてくる。例えば、2月1日で60歳といつても60歳11ヶ月かもしれないし、いろいろな形で使い方というのは違つてくる。途中でも年齢がとれるとか、構成がとれるとか、後から引いていってマッチングできるとか、生年月日で調査すれば、いろいろなものが出てきて、いろいろなものに使えるのではないかなと思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかに何か御意見はございますか。

それでは、年月日をとることについては適当と判断して、それをどのように活用するのかということは、今後農業の担い手という観点から農林水産省のほうに御検討いただくという形で、この点は決着したとさせていただきます。

次が経営主の話で、審査メモで言いますと、1ページ目から2ページ目にかけてということなのですけれども、まずは農林水産省のほうから資料3-2に基づいて御回答をお願いいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 まず1点目の「記入する上で紛れのない適切な表現となっているか」ということで、調査票上への私どもの注記については『『経営方針の決定』が指し示す内容を簡潔かつ具体的に表示したもの』だと思っております。

それから、男女の区分で整理をしていくというところでございます。

「経営主の他に経営方針の決定に参画している世帯員がどの程度存在するのか」ということですけれども「その実態を明らかにしていくとともに、女性農業者による経営参画が経営に及ぼす効果を明らかにし、今後の施策に検討に利用するものである」ということでございます。

以上です。

○西郷部会長 それでは、今の御回答に関しまして、御質問等ございましたらお願ひいたします。

○納口専門委員 質問ということではないのですが、以前、家族経営協定を結んでいるか

どうかという項目があった年次があったと思うのです。今はもう削除されておりますね。

○岩濱農林水産省センサス統計室長　はい。

○納口専門委員　奥さんや後継者が、経営主とともに経営方針の決定に関わっているかどうかということについて、家族経営協定の締結というのを農林水産省が勧めています。家族経営であっても、経営への家族員の関与の仕方だとかを文章にして、第三者の前で調印するのです。そういう形でやっている人たちは、恐らくこの経営方針の決定に関わっているというところにチェックをつけてくるのだろうと思います。それ以外の経営について言えば、程度問題だけれども、どのぐらいの程度から以上を言っているのかよくわからないなということで、経営主、あるいは後継者の方も別の作目などでやっている場合とか、後継者がかなり積極的に関与している場合はチェックをつけてくるでしょうが、奥さんの場合は余りチェックがついてこないのでないかなという感じがしております。

ですから、恐らく以前とっていた家族経営協定の有無ということと、こここの経営方針の決定に関わっているというところが、かなり類似した回答になってくるのかなと思うのですけれども、そういったところを農林水産省は狙っておられるのでしょうか。

さらに申し上げれば、最近、安倍総理も女性の活用ということを随分おっしゃっておられて、女性の役員が経営方針に関わっている会社は営業成績がいいとか言われているので、農林水産省としては、例えばそういうことも出していきたいとお考えかなと思うのですが、いかがございましょうか。

○西郷部会長　まずは経営主といったときの操作的な定義というのでしょうか、誰がここにチェックをつけて、誰がチェックをつけないのかという定義がきちんと色分けされているのかどうかという点だと思いますけれども、それに関してはいかがでしょうか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長　経営主が誰かということは経営体の中では明確に認識されていると思います。販売の決定だとか、どういうものに取り組むかとか、どういう作物で経営をしていくかということになると、やはり納口委員のおっしゃったような形で経営参画。こういう人は従来から家族協定の部分で整理をしてきてますので、そういったところは明らか。そういったことに取り組んでいらっしゃる形態というのは、しっかりとここに出てくるだろうなと思っています。

もう一点、私ども先ほどの後段のほうを強く意識しております、6次産業化を今、進めておりますけれども、その中でもやはり今、御意見をいただいたような女性の関わっていらっしゃる6次産業化というもののが、消費者ニーズに非常に合っていて、そういった経営体のほうが、感覚的に非常に伸びていることは間違いないと思われるのですけれども、数字的には証明がなされていない。

どう違うのか。その経営がどういったことになっているのかというところも、非常に今、見たい数字であり、そういったところもしっかり把握をしたいという部分でございます。

○西郷部会長　ありがとうございます。

今の御回答でよろしいでしょうか。

○納口専門委員 報告者が紛れなく判断できるかどうかというのは、ちょっとはつきりは言えないという感じなのでしょうか。

○西郷部会長 いかがですか。

○鹿野農林水産省係長 一応想定している定義としては、こここの調査票の注釈の中には、ある程度簡潔にまとめておりますけれども、経営体としての経営全般に何らかの形で意見反映ができるような、そういう位置づけの方をとっていくという形で、同時に配布する記入の仕方等で紛れがないように対応していきたいと考えております。

○西郷部会長 その注意書きというのは、既に決まっているものに入っていますか。

○鹿野農林水産省係長 調査票の中に取り込んでおります。

○西郷部会長 統計調査として操作的定義はすごく重要なことになりますので、時間がかかるようですけれども、チェックさせていただきたいのですが、調査票でいうとどちらになりますか。

○鹿野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計課センサス統計第一係長 3ページになります。

○西郷部会長 前回の資料1－6の最初の農林業経営体調査票の3ページです。右上のほうで「経営主とともに、融資や経営品目・出荷先の決定等の経営方針の決定に参画している方に記入してください」ということなのですけれども、同一の条件であれば、必ず同じように調査票に記入がされるのかどうかということが操作的な定義ということの意味になるのですが、これは現場の人の感覚というのが非常に大切になりますので、静岡県さん、岩村専門委員のほうからこの調査票を配って、一様な回答になるか。一様というのは条件が同じ人であれば、同じようにチェックがついたり、つかなかつたりとするのかどうかということなのですけれども。

静岡県さん、よろしくお願ひします。

○静岡県 経営方針の決定に関わっているという定義が重要ということで、メモの2ページの下の参考の「食料・農業・農村基本方針」の中の、農村を支える女性への支援の実態を把握するのが目的であれば、ここの2ページでいう農村女性の農業経営への参画を統計的に把握したいということであれば、この農村女性の農業経営の参画については、具体的に今、静岡県では農家の組合とか農協に対する正組合員になっているかどうか。もう一つは、相談員になっているかどうか。または、そこに書いてある女性役員という何らかの参画をしているか。

要するに、具体的に正組合員か、相談員になっているか、女性役員になっているかという聞き方をしていただけだとチェックがつきやすいのかなと思いますが、ただ経営に参加しているかどうかというと、一般的な農家の女性は確かに、お父さんが、と言うような感覚的なことになると思うのですけれども、具体的に経営に参画という判断は1票持っているかどうかですので、やはり正組合員になっているかどうかというのが、ここで今、農協などが把握している統計数値の一つだと私は思うのですが、農林水産省の意向と合うかどうか

うかわからないのですけれども、静岡県ではそんな女性参画の男女共同参画のあり方の中の数値として、女性役員、農業委員等の参画しているかとか、正組合員かどうかとか。

もう一つついでに言うと、正組合員になっているかどうかというのは、女性の参画と一緒にではない。実態としては、農家の実態のほうを先に言いますと、農業協同組合を構成する15人に満たない農業が非常に多くなっていまして、要するに、女性も正組合員にしているという実態もあります。それが経営参画かどうかですが、1票持っていることは事実ですので、それも参画と言っていいのか。そういう統計なのかどうかちょっとわからないのですけれども、今、ここでいう男女共同参画における農村女性の統計数値としては、女性役員、正組合員、相談員等という、具体的に書いてあるのでそういう統計になるのか、そうではないのか。ちょっとそこは私もわからないところでございます。

○西郷部会長 岩村専門委員、よろしくお願ひいたします。

○岩村専門委員 納口専門委員から言われましたように、家族協定とか、そういう基準がしっかりしていれば、割書きやすいと思いますけれども、経営に参画しているかといった場合には、いろいろな形で参画していると思うのです。

実際には仲のよい夫婦ほど、経営参画をきっちりやっていて、女性の非常に経営の関与が強いです。例えば経理をつけているとか。そういうことも「経営に参画している」と考えるのであれば、そういうところまで幅広くとって答えてくれるかなと心配です。もう少し判断できる具体的な注釈を入れる必要があると思います。

それと、女性が企業家で前に出るとありますけれども、農林水産省でパートナーシップについて調査していらっしゃらないですかね。そちらで女性参画の数字がなかつたですかね。

もう少し何かきっちりした基準をされると書きやすいのかなということです。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

では、この点に関しましては、こういう経営の将来を考えていく上で、非常に重要な項目であるということは理解できるのですけれども、恐らく今のままで調査をしてしまうと、何を計っているかというのが、明確でないような面がございますので、経営の方針の決定に関わっているというもの定義をもう少し明確にしていただくような形で、次回もう一度御提案いただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○西郷部会長 それでは、その点に関しては定義を明確にしていただくということで、次回明確にした定義を御提案いただきたいと思います。

○橋口専門委員 すみません、ちょっとよろしいでしょうか。

先ほど家族経営協定とか、農協の正組合員になっているというような、確かにそういうことをうたえば、回答は一律になると思うのですけれども、ただ、家族経営協定というのは、農業委員会の姿勢とか推進方針とか、そういうものに左右されている側面も強いと思われます。あるいは農協の正組合員に女性がなっているかという点は、複数組合員制度を

推進している農協と、そうではないところで差があるといったこともあるので、そういうことも含めて御考慮いただければと思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

岩村専門委員、どうぞ。

○岩村専門委員 論点のところと違うのですが、改正案の経営者の隣の、「経営の後継者である」というところで、チェックするのは1人のみですか。2人はダメなのですか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 はい、1人です。

○岩村専門委員 実際、大型農家には長男、次男という複数の後継者ができています。1人に限定するというのはちょっとどうかと思ったのですが。

○西郷部会長 論点メモにはなかった点ですけれども、それに関してはいかがですか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 実態としてそれは十分理解はしているのですけれども、センサスとして後継者がいる経営体であるかどうかという分類をしていく意識が強かったです。むしろ逆に言えば、事例的には2人いらっしゃるとかは大きなところはあるのですが、それはかなり限定的。どちらかというと非常に少ない部分を捉えていくという形であるかなと思っています。ただ、御意見としては、私どもの判断だけではすんなり行かないところがありますので、少し政策部局とも相談をさせていただいて、考えてみる余地はあるのかなという気もいたすところではあります。

○西郷部会長 では、その点もあわせて次回、御回答をいただくということでよろしくお願ひいたします。

それでは、審査メモの次の項目ということで「常雇い」の部分です。

これに関しては論点が3つ上がっておりましたけれども、これも最初に農林水産省のほうから御回答をよろしくお願ひいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 では、まず常雇いの7カ月以上という定義の部分がございました。常雇いの定義につきましては、季節雇用や日雇いを厳密に区分するため、農業のために年契約で雇用している労働力を把握する観点から、農業の特殊性というものがやはりございます。

年間を通じて雇用しないという稻作、あるいは畑作経営があること。休日、平日を問わず労働する場合があること。天候に左右されることもあるということもございます。そういうことを考慮して、1年の過半期以上の雇用契約を結んでいることとして、従来から7カ月以上としているものでございます。

そういう形で農業の特殊性を考慮してこういう形をとってきておりまして、引き続き本定義によって雇用の実態を把握していきたいと思っているところでございます。

2点目の階層の区分に関してでございますけれども、年齢階層については、雇用による就農を通じて、今後自立的な経営へ発展することを期待しております。現実にもそういうことが非常に今は進んできていると思っております。

そういう中で、65歳未満の層を詳細に階層化したということでございます。

まず、24歳という部分でございますが、①のところでございます。「新規で就農する層として24歳以下を」ということで整理をしております。

それから、44歳の部分でございますけれども「青年就農給付金等の政策を通じ、今後の地域農業の中心的役割を担う層として育成している」対象が44歳以下ということで、そういう区分を入れさせていただきました。

3番目は、生産年齢人口の上限として64歳以下を把握するという整理をさせていただいたということでございます。

それから、その年齢区分を細分化する余地はないのかという御指摘でございます。詳細な年齢区分で把握することをやった場合に、正確な実態把握に支障が出ないか。分類を非常に細かくすることによって正確性が失われないかということを心配しているところでございます。

したがって利活用上、最低限の階層に絞って今回設定をいたしましたということでございます。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今の論点メモの3ページにございます「常雇い」に関して、専門委員の方から御意見等ございましたらお願ひいたします。

常雇いの定義というところと、年齢の区分というところが論点として挙げられております。

橋口専門委員、よろしくお願ひします。

○橋口専門委員 そもそもこの点に関して、調査票で年齢把握するという意味は、家族経営以外の組織経営体で農業を実際に行っている若者が増えているとか、そういった実態をも反映したものだらうと推測いたしますけれども、そうした場合に仮に7カ月以上というところを短くするとなると、例えば夏場だけ、1カ月とか、高原野菜地帯で働いている、あるいは沖縄あたりでサトウキビの収穫時期だけ数カ月働いているといった人たちも入ってくる可能性があって、そうすると実際には農業に力を入れてやっているのだけれども、組織経営体で働いているがために年齢等がわからない。そこを知りたいという意図からすると、期間を短くするというのは、本来の意図からずれが生じてくるのではないかなと思います。そういう意味では基本的に、豪雪地帯等もありますので、完全に周年とはいかなと思うのですけれども、7カ月以上働いている人を把握するという趣旨自体は、私は妥当なものではないかなと思います。

それから、年齢階層の区分なのですけれども、確かにこれが最低の4区分ということは理解いたしましたが、高校進学率を考慮したり、あるいは組織経営体で働いている若者も農業者大学校とか、場合によっては大学とか、そういうところを卒業して働いているという人が結構いるという実態を見ますと、実際には15～24歳というところは数が少なくて、25～44歳あたりに集中するのではないかなと思われます。

また、組織経営体で農業の実態を学んで、それから独立しようという方も多いです。そうすると、25～44歳というこの幅はちょっと広いかなという気がいたします。

ですから、物理的、技術的に可能であれば、この論点にあるようにもう少し細かく刻んでいただいたほうがあがたいし、より実態を把握しやすいかなという気はいたします。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

竹原委員、お願いします。

○竹原委員 経営体の事態について私はよくわかりませんが、この年齢区分の部分について、余りほかの統計調査とか行政記録との連動は考えておられないと、ここに整理されでおられますけれども、農業政策上の区分としてはこれで十分だというのが基本的な御意見のようですが、もちろんメインは農業政策上の区分を中心としたという考え方で結構ですけれども、例えば農林業センサスでとられるのであれば、やはりその他の労働力調査でありますとか、あるいはさまざまなメインな統計と、一定程度リンクするような形でとつていただき、むしろそういう考え方でやっていただかないといけないのではないかと私は思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

まず、年齢のこともあるのですけれども、今、最初の論点である7カ月以上の契約で雇った人、常雇いした人というのを操作的な定義としているわけなのですが、この点に関して、まだほかの御意見はございますか。

農業の施策を考える上では、7カ月というのが一つの妥当な線であるという御意見がある一方で、この論点メモに書かれているように、他の産業統計というのを比較可能性という観点からだと、7カ月よりは長いものを常雇いと言っている場合のほうが、それに近いものが「常雇」と言われていることが多いように思うので、その点がどうかということですね。

何かほかに御意見はあるでしょうか。

橋口専門委員、どうぞ。

○橋口専門委員 ちょっと今、部会長がおっしゃったことの確認なのですけれども、ほかの産業統計では7カ月よりもさらにもっと長いものを「常雇」としていると。

○西郷部会長 そうですね。7カ月という区切り方よりは、ちょっと長いほうだと思いますけれども。

○金子総務省政策統括官付調査官 先ほど申し上げたとおり、代表的な経済統計である経済センサスにおける一番近い概念である常用労働者。これは雇用契約期間の有無とか、長短で決まっています。具体的には、契約期間の定めがない、あるいは1カ月を超える期間を定めて雇用をしている人を、常用労働者という概念を使って、統計上の表章をしています。

○橋口専門委員 それは意外に短いですね。

○西郷部会長 7カ月よりも短いものなのか、長いものなのかということなのですけれども。

○金子総務省政策統括官付調査官 これは雇用契約期間ですから、2つの中で概念があつて、雇用契約期間がないということであれば、ある種無限というかことになるわけです。少なくともここで逆に除外されるのは、つまり1カ月を超えないような有期契約、こういう人は常用労働者に入らないということになります。非常に短期の人は、常用労働者に入ってこないということです。

○鹿野農林水産省係長 濟みません、今ので1点だけ補足なのですけれども、経済センサスの定義を見ますと、先ほどの期間を定めずと1カ月以上の雇用というのとあわせて、調査期日前、経済センサスが24年であれば、23年12月と24年1月にそれぞれ18日以上の雇用という形の、いわゆるアクチュアルベースというものを活用されているかと思うのですが、地域性が農業にあるということを考えると、そういった他の産業統計と同じ定義にそのままスライドするというのは難しいのではないかと考えます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

私がちょっと論点を錯綜させてしまっているような点があるのですけれども、他の産業統計にあわせるべきなのか、どうなのかということが一つの争点になっていると思うのですが、この点に関してほかの方の御意見はいかがでしょうか。

納口専門委員、どうぞ。

○納口専門委員 農林水産省に御説明いただけたとありがたいのですが、ここでは常雇いということなのですけれども、ほかに臨時雇用と季節雇用等の区分があったように思うのですが、雇用に関するほかの回答項目について御説明いただけないでしょうか。

○鹿野農林水産省係長 先ほどの調査票4ページの(4)1番の常雇いの部分を、年齢階層別に今回詳細化したということでございまして、その下にそれ未満の雇用期間で定めているような場合であるとか、先ほど委員からございました季節雇いや手伝いというのも含めて、臨時雇いというカテゴリーで捉えております。

○西郷部会長 ほかに何か御意見はございますか。

仮に、経済センサスで使われているような常雇いに近い概念をもし使ったとすると、どういうことが起きるのか。先ほど1カ月という区切りがございましたので、非常に農林業センサスで想定しているものよりは短い雇用期間の人というのが、かなり入ってきてしまうということになるのか、そのような観点からも御説明があればと思います。

○鹿野農林水産省係長 どちらかというと、雇用期間の別というよりは2つございまして、先ほどの雇用期間を定めずか1カ月以上というのが1点。もう2点目が調査期日の例えれば24年の経済センサスでいきますと、23年12月と24年1月のそれぞれ18日以上の雇用という雇用の実績。これらのいずれかに該当すれば常用労働、先ほど金子調査官がおっしゃられた概念になるのですけれども、農業の場合は、2月1日に農林業センサスをやっておりまして、同じような概念でいきますと、1月なり12月の18日以上の雇用でもって常用雇用と

できるかという農業の季節性というものを考えると、そちらの部分で困難ではないかと考えております。

○西郷部会長 いかがでしょうか。

納口専門委員、どうぞ。

○納口専門委員 竹原委員からの御質問は、恐らく労働力の移動ということを考えたときに、農業だけがクローズドな労働力市場ではなくて、他産業とのかなり行き来があるのでないかという御指摘なのだろうと思うのです。

実際そういうことが起こってきていると思っているのですが、ただ、ここでとっている常雇いというもの多くは、農林水産省がやっている「農の雇用事業」という事業によって、その事業のメリットを使いながら人を雇用している。その場合は期限を決め切ることではなくて、1年間あるいは2年間その補助金が出るのだけれども、それ以降も従業員として継続として雇用するという要件だったと思うのです。

そういう実態であって、まだ竹原委員がおっしゃるような、かなり正確な意味で他産業との労働力の移動がどんどん起こっているのかどうかははっきりしません。他産業と同じ指標でとらなければいけない意味合いというものがあって、農業の場合、今の雇用というのはどういう状態なのかをお聞きしたいのですが。

○西郷部会長 他産業との入れかわりとか、労働力の移動があつたりすると、比較の面から定義が他産業と同じになつていると、非常に移動が捉えやすいということになるのではないかということなのですけれども、その点はいかがでしょうか。今のところそういう備えをしておかなくて大丈夫かという御質問だと思いますが。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 先ほど竹原委員から御指摘があったのは、定義の部分というよりも分類の部分だったのかな、条項の年齢階層区分をどう設定するかという御指摘だったのかなと認識しています。それはちょっと違いますでしょうか。

○納口専門委員 先ほどはそのように御質問したのですけれども、従来の農業経営の雇用というこの項目は、農業だけの世界を見てきた項目です。現時点においてもそれでいいのかどうかというところは、農林水産省は「農業は特殊です」ということをおっしゃるのですが、こういう場で審議する以上、特殊だということで片づけていいのかなという気がするものですから、そこをお聞きしたいなと思いました。

○竹原委員 納口先生の言われることと基本的に一緒なのですけれども、要するに、労働力であるのだったら、労働力の年齢区分は、その他のさまざまな調査統計とできるだけ御一緒にしたほうが、別に農業従事者だろうが、他の製造業だろうがサービス業だろうが、日本国民という意味では同じなのですから、私はそれを一緒にしたほうがいい。

そのときに、労働力としての概念を統一する。そうすると、先ほどのもう一つ前の7カ月以上という部分も統一しないと、調査統計的には、概念が統一されて区分が統一されてようやく比較できるということなのだろうと思うのですが、私はここまで一举に全部やつたほうが良いとは余り思いません。

ただ、どこかは統一してほしいなと。そうすると、農業の特殊性とかそのことを考えたら、私個人は7カ月というこの分類をあえて1年だとか、その他の産業統計の区分にあわせるという、こちらについてあえて努力するよりは、年齢区分のところのほうが調査するにしても簡単ではないかと。せめてこの辺ぐらいはやってくださいと、そういう意味です。

○西郷部会長 わかりました。

すみません、かなりこの審議に時間を費やしているのですけれども、まず常雇いした人の定義ということに関しては、農業の特殊性ということもあるので、7カ月以上の契約で雇った人というのを農林業センサスにおける常雇いの定義とするということは、連続性ということもあるので、そのままということで。

金子調査官、どうぞ。

○金子総務省政策統括官付調査官 農業特有の事情というか、ここの部分を継続性を待つて残すということは別に異存はないのですが、ただ、これは別途また後ほど検討させていただきたいと思っているのですけれども、経済センサスとの関係ということで、経済センサスでも組織経営体の部分は調査対象になっているわけです。先ほど言ったような概念で調査されているわけです。したがって、家族経営体も含めて全体ということではないですが、少なくとも組織経営体の部分の関係をどうするかというのは、別途後日、経済センサスとの関係の部分で御意見を頂戴したいと考えているところであります。

○西郷部会長 わかりました。

今のはかの点に関しては、経済センサスのところで議論するということでおろしいでしょうか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 経済センサスがどのように議論されるかは別ですけれども、農林水産省としてはどうするかということを若干話させていただきますと、基本的にこの定義で行きたいというのは継続性もありますし、農業の経営の中での労働ということを考えると、そういう今の形を継続することが適切だらうなと思っているところです。

ただ、竹原委員が御指摘されました年齢区分の階層につきましては、私ども非常に迷ったところではあります。

調査票の構成の問題も実を言うございまして、そこのところでかなり制約がかかったなというところではあるのですが、そのところをどうするかはちょっと考えていかなければいけないなと思います。

例えば定義を併存させるということになると、調査対象の方々に非常に負担をかけるという形になってまいりますので、そのところは2つの定義で把握をするということになると、より一層調査対象への負担は大きくなりますので、できれば私どもとしては、今の定義は存続したいなと思っているところです。

当然私どもとしても、そういう経済センサス等ほかの統計等も含めて、労働に関する

定義をどうしていくのかということは、先の話としては存在していると認識しています。

○西郷部会長 ありがとうございました。

経済センサスの組織経営体に関しては、少なくとも経済センサスの対象となるということで、常雇いという定義を今後どうしていくかということは、農林水産省の中でも御検討いただくということで、2015年の農林業センサスに関しては、常雇いの定義として、あらかじめ7カ月以上の契約で雇った人と定義をすると整理をさせていただきたいと思います。

○金子総務省政策統括官付調査官 年齢の区分についてでありますけれども、いろいろと農林水産省のほうでよくよくお考えになってこういう設定をされたという御説明もございましたが、ただ1点だけ申し上げますと、例えば先ほど納口先生もおっしゃった農の雇用事業という関連で、政策目標がございます。これは新規雇用就農者数というもので、その年齢は39歳以下ということになっています。したがって、少なくともこうした政策目標と関連するところで年齢区分の区切りをつくるとか、そういうことは少しお考えになったほうがよいのではないかということです。

○西郷部会長 今の点に関していかがですか。何か御回答はございますか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 ここはいずれにしても議論は省内でもあって整理をしてきましたので、そのところは御意見を承るということでおろしゅうございますか。

○西郷部会長 わかりました。

では、年齢の区分に関しましては、省内でもいろいろな御判断があつて今回こういう形で出ているということで、他の統計との、あるいは政策との関連をにらみながら今後ともずっと検討していただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○西郷部会長 それでは、今のような形で決着させていただいたということにいたします。

今度は審査メモの4ページ目から5ページ目にかけて「【5】土地」－「経営耕地(田)」の状況ということですけれども、この点に関して農林水産省の方から御説明をよろしくお願いいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 飼料用米に関する「稻を作った田」の実績の整理という部分に関連してございますけれども、飼料用米等の新規需要米に関しましては、その回答の中の中段以降のところになりますが「(前回調査時点である21年産と比べ、直近年の24年産ではそれぞれ6倍、2倍)と増加しております、今後もさらに拡大することが見込まれることから「稻」の概念の再整理を行った」ということでございます。

ただ、前回の農林業センサスの時点においては「稻を作った田」のうち、飼料用米の部分につきましては0.3%程度であったことから、今後活用していくに当たって、前回と今回という形でいきますと、そう大きな影響はないだろうということでございます。ただ、今後新規需要米ということをきちっと意識した対応を、今のうちに変更して考えているところでございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の御回答に関しまして、御意見等がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○橋口専門委員 審査メモで出ている論点としては、データの継続性ということなのですけれども、恐らく今後さらに飼料用米の作付は増加するのではないかという見込みに立てば、変えるならばなるべく早目に変えておいたほうがいい。そうすれば今回の2015年農林業センサスから変えるというのは、私は妥当ではないかと思います。

その上で、審査メモの趣旨からずれるかもしれませんけれども、まず最初に事実確認をさせていただきたいのは、2010年農林業センサスでは飼料用米は「稻を作った田」という食用と同じ枠組みで把握されていたということなのですが、2010年の調査票そのものを見ますと「稻以外の作物だけを作った田」には「青刈り用水稲を作った」と書いてありますと、調査票そのものには青刈り用だけしか明確に書いていないのですけれども、この表に書いてある内容は、調査の記入の仕方みたいなところで、そのように誘導していたということでおろしいのでしょうか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 そのとおりでございます。記入の仕方で整理をしてきました。

○西郷部会長 ほかにございますか。

政策統括官室のほうからは、先ほどの御回答でよろしいですか。

○金子総務省政策統括官付調査官 この論点に記載のとおりです。いわゆる時系列比較上問題ないような表章が行われるということであれば、私どもとしては特に意見はございません。

○西郷部会長 それでは、時系列比較上問題がないような表章がされると私は判断いたしますので、この点に関しては、決着ということにさせていただきます。

○橋口専門委員 1点よろしいでしょうか。

この審査メモに沿ってということであれば、それで私も結構だと思うのですけれども、そこからずれるようで大変恐縮なのですが、2010年の調査票の場合には「稻以外の作物を作った田」ということで、ただし、注書きと記入の仕方によって食用以外の米については稻以外だということで誘導していたということなのですけれども、今回の調査票ですと、調査票の記入する数値のすぐ脇のところに内訳が出ておりまして、そうすると稻以外の作物というのにもかかわらず飼料用に稻という言葉が出てくると、何となく違和感があるというのが1点。

それから、上のほうで「そのうち、裏作物を作った田」ということで、二毛作が把握されているわけなのですけれども、私は実態を把握しておりませんが、例えば飼料用米をつくった後に麦を植えるとか、そういった二毛作体系がもし現実にあったり、これから広がるという可能性があるとすれば、把握の仕方といいましょうか、飼料用稻というのを、順番を変えて聞くとか、内数の聞き方を変えるとか、そういった改善の余地はないのかなということを疑問に思った次第です。

審査メモからずれているとは思うのですけれども、大変申しわけございません。

○西郷部会長 今の点に関してはいかがでしょうか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 余り通常で、飼料用米の関係で稲という言葉を使うことに全く違和感がなかったものですから、ちょっとあれですね。

○橋口専門委員 熟慮した考えではないのですけれども「稲を作った田」というところで、まず、そのうち食用米といいますか加工用米といいますか、人間の口に入るお米を聞いた上で、そのすぐ次に人が食べない飼料用、餌としてつくった稲を飼料用米、ホールクロップサイレージも聞くと。そしてさらに「裏作物を作った田」というのがどのぐらいあったのか聞けば、総合的に把握され、かつ稲以外の作物なのに飼料用の稲という表現上の違和感も解消されるのではないかと思います。

ただ、申し上げましたように今、にわかに考えた案なので、もうちょっと熟慮が必要かと思いますけれども、いずれにせよ、改善の余地はあるのではないかという気がいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 今、御意見いただいたので確認させていただきますが、410番で言っている「そのうち、飼料用に稲を作った田」を「そのうち、裏作物を作った田」の次ぐらいに独立をさせるという形ですか。

○橋口専門委員 独立させた方がいいのか内数がいいのかというのは、もうちょっと考えたほうがいいかもしれません。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 それで「稲以外の作物だけを作った田」を、下に持っていくという考え方でしょうか。

○橋口専門委員 そうです。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 わかりました。少しこれは検討させていただきます。

○西郷部会長 お願ひいたします。

済みません、私の司会進行がなかなかはかどらずに今、18時ということになってしましましたので、この次はかなり時間がかかりそうだという予想ですので、今日の審議はここまでとさせていただきます。

宿題がいくつか出たのですけれども、その宿題が何かということに関しては、その都度確認していたつもりですので、今、ここでまとめるということをせずとも、次回御用意いただけるということでおろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○西郷部会長 それでは、大変長い時間どうもありがとうございました。

では、事務局のほうから次回のこと等について御連絡をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 次回の部会につきましては、7月12日金曜日の16時から本日と同じこちらの会議室で開催いたします。次回は本日積み残しとなった審議事項について御審議をいただきたいと考えております。

前回と同様、本日お配りしている資料につきましては、必要なもののみをお持ち帰りい

ただければ、その他の机の上に残していただいたものは私どものほうで保管いたしまして、次回部会の席上に御用意いたします。したがいまして、もしお持ち帰りいただく資料がございましたら、必ず次回の部会に御持参いただければと思います。

冒頭、農林業経営体調査におけるオンライン調査の併用の検討のため、白い板紙に付けて席上配布させていただいた調査方法別の検証等の資料については、この資料中にはまだ調査結果を公表していない25年の農業構造動態調査の結果等も含まれているということもあり、大変恐縮でございますけれども回収させていただきますので、席上に置いたままにしておいていただければと思います。

以上であります。

○西郷部会長 それでは長い時間どうもありがとうございました。これで第36回「産業統計部会」を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。